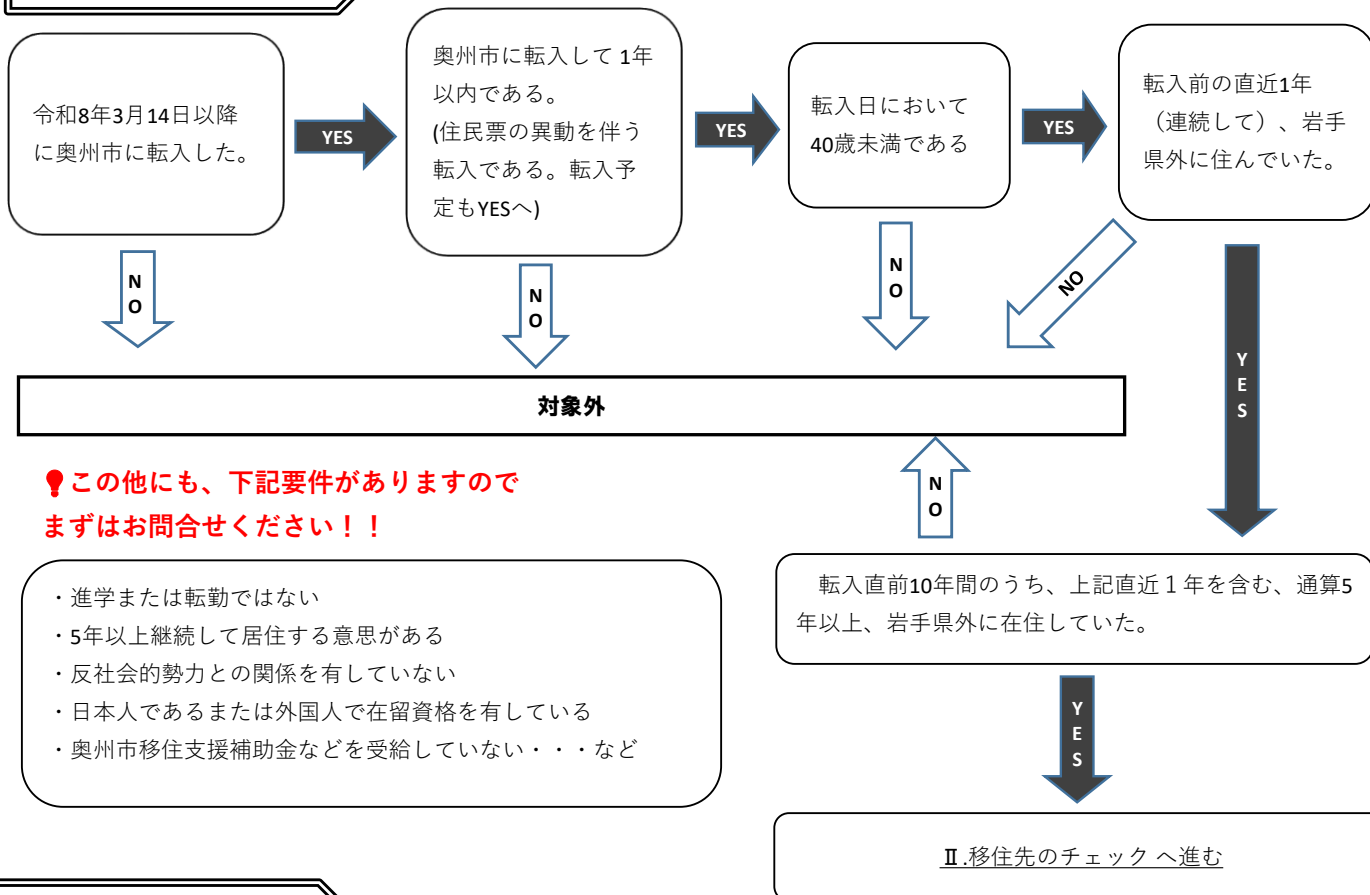


❖❖❖ 奥州市若者UIターン支援金（一般） セルフチェック ❖❖❖

「Ⅰ.移住元のチェック」と「Ⅱ.移住先のチェック」の要件を満たした方は、対象になる可能性があります。

ふるさと交流課 移住支援係へお問い合わせください。

Ⅰ. 移住元のチェック



Ⅱ. 移住先のチェック

■ 就業条件が、A～Dのいずれかに該当すること

該当チェック

A. 就業	『シゴトバクラシバ いわて』移住支援金対象求人で就職（新規雇用・無期雇用契約） 〈※転勤・転籍は対象外〉	☐
	プロ人材・先導的マッチング事業で就業	☐
B. 起業	『岩手県地方創生起業支援金』交付決定者 ※交付決定後1年以内	☐
C. テレワーク	自分の意志で、移住前の業務をテレワークで行う 週20時間以上テレワークを行う（出勤日数の1/5を超えて所属先企業などに出勤しない）	☐
D. 市が別に定める要件 ①②いずれかで かつ、奥州市で就職・ 起業・就農した方	①空き家バンクの利用者登録を行って移住した	☐
	②転入した年度以前の5年度で、2年以上奥州市にふるさと納税をした	☐

※ この他にも要件がありますので、まずはお問合せください。

問い合わせ：奥州市 政策企画部 ふるさと交流課 移住支援係

TEL: 0197-34-1189

メール: kouryuu@city.oshu.iwate.jp

